



発行 東京都

目次

告示

○公共測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課)...

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課)...

告示(議)

○平成三十年東京都議会議長告示第二号(平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正.....

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出.....

.....(産業労働局商工部地域産業振興課)...

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(同)...

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出.....

.....(下水道局)...

告示

●東京都告示第千五百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区栗原三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千五百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都大島支庁長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 三 測量の区域 大島町元町地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月十五日から平成三十一年二月二十二日まで

●東京都告示第千五百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

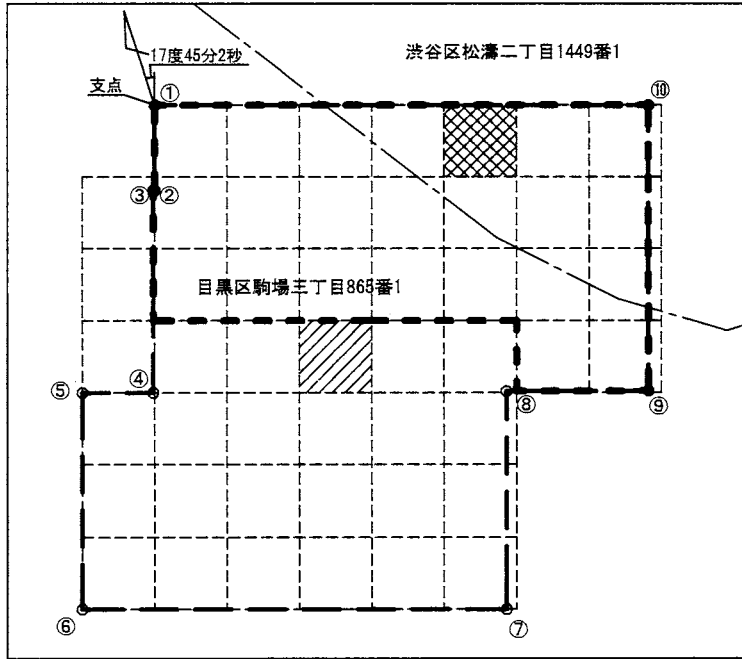
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区松濤二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 筆境界
- 調査対象地
- 今回調査対象範囲
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第858号により指定した区域)

調査対象地

No.	X座標	Y座標
①	-37610.303	-13255.020
②	-37621.596	-13258.635
③	-37621.536	-13258.830
④	-37648.331	-13267.424
⑤	-37645.337	-13276.759
⑥	-37673.904	-13285.922
⑦	-37691.811	-13230.090
⑧	-37663.037	-13220.860
⑨	-37668.991	-13202.224
⑩	-37631.130	-13190.087

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】

支点の位置は X=-37610.303, Y=-13255.020 とする。
(調査対象地の最北端とする。)

【格子の回転角度(17度45分2秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第四号

平成三十年東京都議会議長告示第二号(平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月六日

東京都議会議長 尾崎 大介

「338,000円」を「224,600円」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) コープ葛飾白鳥店

二 店舗所在地 葛飾区白鳥四丁目二千十八番ほか

<p>三 設置者名 設置者住所 小売業を行う者の氏名又は名称 新設をする日 店舗面積の合計 駐車場の位置及び収容台数 駐輪場の位置及び収容台数 荷さばき施設の位置及び面積 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 小売業を行う者の開店時刻 小売業を行う者の閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 届出日 縦覧場所</p>	<p>十九 縦覧期間 平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号 変更前の小売業者の氏名又は名称 変更後の小売業者の氏名又は名称 変更を行った小売業者の氏名又は名称 変更前の小売業者の代表者名 変更後の小売業者の代表者名 変更日 届出日 縦覧場所 縦覧期間 縦覧時間</p>	<p>テルウェル東日本株式会社 渋谷区千駄ヶ谷五丁目十四番九号 生活協同組合コープみらいほか 平成三十一年六月五日 五千九十一平方メートル 店舗内ほか 二百十二台 店舗東側ほか 二百五十一台 店舗南西側ほか 百八十三平方メートル 店舗内 三十一・五一立方メートル 午後九時 午後十時四十五分 午前八時四十五分から午後十一時まで 二箇所 店舗北東側ほか 二十四時間ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十年十一月六日</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について 東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。</p>
---	---	--	---	--	---

平成三十年十一月六日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
-------	------	--------	---------	---------

平成三十年九月五日	四二〇三	中森ブラミング	目黒区碑文谷四丁目二十番二十号	目黒区青葉台一丁目十四番十三号
-----------	------	---------	-----------------	-----------------

			ヴィラ碑文谷二〇一	一〇一号室
--	--	--	-----------	-------

同月二十六日	四三一	第一エネルギー設備株式会社	足立区東伊興三丁目十五番十八号	足立区栗原一丁目四番十九号
--------	-----	---------------	-----------------	---------------

			KOMA ヴィレッジ	レイス西新井三〇八号
--	--	--	------------	------------

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
-------	------	--------	-------	-------

平成三十年九月七日	五四三六	シナネン株式会社	三枝木俊美	田口 政人
-----------	------	----------	-------	-------

同月十一日	二四〇二	有限会社 佐々木水道工業	佐々木 仁	佐々木友徳
-------	------	--------------	-------	-------

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

